

令和4年8月31日

令和5年度の財政投融資計画要求書

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

1. 令和5年度の財政投融資計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	3,000	3,000	—	0.0
(2)産業投資	500	500	—	0.0
うち 出 資	500	500	—	0.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	3,500	3,500	—	0.0
うち 国内債	1,300	1,300	—	0.0
うち 外 債	2,200	2,200	—	0.0
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	7,000	7,000	—	0.0

2. 財政投融資計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度末 残高(見込)	令和4年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	57,205	57,776	△572	△ 1.0
(2)産業投資	22,434	21,934	500	2.3
うち 出 資	22,434	21,934	500	2.3
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	29,288	30,018	△730	△ 2.4
うち 国内債	10,950	12,050	△1,100	△ 9.1
うち 外 債	18,338	17,968	370	2.1
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	108,927	109,729	△802	△ 0.7

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	25,000	25,900	△900
(内訳)			
一般投融資	24,000	24,900	△900
特定投資業務	1,000	1,000	—

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	25,000	25,900	△900
(財源)			
財政投融資	7,000	7,000	—
財政融資	3,000	3,000	—
産業投資	500	500	—
政府保証	3,500	3,500	—
自己資金等	18,000	18,900	△900
財投機関債	6,400	6,300	100
政府保証（5年未満）	1,000	1,000	—
民間借入金	2,800	2,800	—
貸付回収金	21,823	22,996	△1,174
（うち繰上償還）	500	500	—
借入金等償還	△9,302	△10,494	1,192
債券償還	△8,885	△8,386	△500
その他	4,165	4,684	△519

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

- ・(株)日本政策投資銀行(以下「DBJ」)は、平成20年10月1日に設立された「完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社」(株式会社日本政策投資銀行法第1条)である。
- ・「政策金融改革に係る制度設計」(平成18年6月27日行政改革推進本部・政策金融改革推進本部決定)では、「新機関が完全民営化時点で最適なビジネスモデルを構築し、その信用力や企業価値を維持・向上できるように、政府は、財務基盤や資金調達等に係る措置を講ずる」とされ、また「自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、政府保証債の発行や財融借入を認める」とされており、それを受け、株式会社日本政策投資銀行法第22条及び第25条において財融借入と政府保証債発行の措置が規定されているところである。
- ・令和5年度についても、自己信用調達の拡大に最大限努力する一方、手元資金の状況等も勘案した上でなお不足する金額について財政投融資を要求する。
- ・具体的には、事業計画額(以下、「投融資規模」)を概ね令和4年度当初予算並みの25,000億円とし、その遂行にあたり必要な資金のうち、1兆8,000億円を自己資金等で賄い、なお不足する7,000億円について財政投融資を要求する。
- ・投融資に際しては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)において重点投資分野とされた「4本柱」を意識し、「人への投資」を促す取り組み(人的資本に関する非財務情報に着目した評価認証型融資(健康経営格付融資)等)や「スタートアップへの投資」(国内外のベンチャーキャピタルとの長期的視野をもった協業含む)等に注力していく。また、「GX及びDXへの投資」及び「科学技術・イノベーションへの投資」についても、「カーボンニュートラル2050」に向けたグリーン・トランジションに関する取り組みや、ポストコロナを見据えたイノベーションに関する取り組みへの支援を継続していく。

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

(平時における公的金融機能)

- ・DBJの投融資業務のうち、平時において「公的金融機能」を有するものとしては「特定投資業務」が挙げられる。
- ・「特定投資業務」は、我が国の企業競争力強化や地域活性化を実現するために民間金融機関等と協調してリスクマネー供給を行うための枠組みであり、産業投資を活用した法定業務として平成27年6月に開始された(令和2年5月のDBJ法改正により、投資期限は令和8年3月迄、業務完了期限は令和13年3月迄に延長)。
- ・「特定投資業務」においては、民間金融機関等との協調を図るべく、「特定投資指針」(令和3年2月15日付財務省告示第四十二号)により「特定投資」からの投融資額を対象事業の総額の50%以下とすることが原則とされており、DBJには、リスクマネー供給における「呼び水効果」の発揮が期待されている。

- ・実績としては、令和3年度までの累計で9,982億円の支援決定を実施し、それに対し6.2兆円の呼び水効果を発揮しているところである。
- ・DBJは引き続き、「特定投資業務」を通じて、民間による成長資金の供給促進、成長資金市場の創造・発展を図っていく。
- ・また、「特定投資業務」を適正に実施すべく、金融資本市場や産業界の外部有識者で構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」を取締役会の諮問機関として設置し、「民間の補完・奨励」の観点を含め、評価・監視を受けている。
- ・法定業務の「特定投資業務」に加え、DBJは、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（通称：低炭素投資促進法）」（平成22年法律第38号）、「産業競争力強化法（通称：産競法）」（平成25年法律第98号）、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（通称：5G法）」（令和2年法律第37号）、「造船法」（昭和25年法律第129号）、および「海上運送法」（昭和24年法律第187号）における「指定金融機関」（なお、所謂イコールフットイングスキームに則し、指定金融機関となるための申請はDBJのみならず民間金融機関も可能な仕組みとなっている）として、それぞれの政策目的に合致した事業に対する長期資金の融資（ツーステップローン）も行っている。

（危機時における公的金融機能）

- ・DBJの投融資業務のうち、危機時において「公的金融機能」を有するものは「危機対応業務」である（なお、上記特定投資業務のうち、コロナ禍からの迅速かつ着実な回復と成長を支援するという観点で設置された「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」は、「危機時における公的金融機能」も発揮している）。
- ・DBJは、平成20年度の株式会社化以降、「指定金融機関」として、平成20年度から平成22年度にかけての金融危機対応、平成22年度以降の東日本大震災対応という二つの大規模な危機への対応を中心に、令和2年3月末までに累計6.2兆円の危機対応融資を実行してきた（この間、平成27年5月のDBJ法改正により、DBJは「当分の間」「危機対応業務を行う責務を有する」ものとされた）。
- ・爾後、令和2年3月に「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定され、令和3年度末までに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する支援として、2.5兆円の危機対応融資を実行済である。
- ・危機対応業務の実施にあたっては、「危機対応認定に係る通知文」および「危機対応認定に係る要綱」等を遵守しつつ、今後も法定業務としての危機対応行業務を適切に執行していく所存である。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

- ・上記「1.」と同様。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

- ・上記「1.」と同様。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

- ・ 令和5年度については、自己信用調達や手元資金の状況等も踏まえた上で、なお必要な資金として合計7,000億円の財政投融資を要求する。なお、下表の通り、措置された財政投融資については、資金需要動向等に応じて適切に執行してきているが、令和3年度の運用残率については資金需要の低迷もあり前年度対比では高い水準となっている。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	元年度	2年度	3年度
運用残額	97億円	1,193億円	3,805億円
運用残率	0.8%	6.6%	25.4%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

- ・ なし。

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

産 業 投 資 に つ い て

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

(事業名：特定投資業務)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

- ・平成27年6月より法定業務として開始した「特定投資業務」は、民間金融機関等と協調し、我が国の企業競争力強化や地域活性化を実現するためのリスクマネー供給を行うための産業投資を活用した枠組みである。
- ・令和2年度以降、コロナ禍からの迅速且つ着実な回復及び成長を企図する事業者に対する支援として「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」（投融資規模4,000億円）を、グリーン社会の実現に資する事業者の取組支援として「グリーン投資促進ファンド」（投融資規模400億円）を、ライフサイエンス産業等の競争力強化等に対する支援として「DBJイノベーション・ライフサイエンスファンド」（投融資規模2,000億円）を設置し、斯かる分野に対する支援強化を実施している。

(2) 必要とする金額の考え方

- ・令和5年度についても、令和2年度予算及び令和3年度予算により設置した上記3ファンド（資金枠）を引き続き活用し、コロナ禍からの迅速且つ着実な回復及び成長の支援、グリーン社会の実現およびイノベーションの推進やライフサイエンス産業等の競争力強化等への対応に継続的に取り組んでいくこととする。
- ・その上で、令和5年度における新規の投融資規模は、特定投資業務開始時に想定していた年間の投融資規模並みの1,000億円とする。

(3) 見込まれる収益

- ・「特定投資業務」のこれまでの実績としては、投融資に伴う資金運用収益等により当期純利益は令和4年3月末までの累計で224億円となっている。令和4年3月期においては、個別案件の損失計上等により当期純利益▲57億円を計上した。
- ・今後についても、業務実施に当たり、下記2. 記載のリスク管理体制の下、十分なデューデリジェンスを通じた事業の収益性評価に基づき、内部規程に従って、リスクに応じた適正なリターンを設定するとともに、適切なモニタリングを実施することにより、長期かつ安定的な収益を見込む。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

- ・「特定投資業務」では、「特定投資指針」（令和3年2月15日付財務省告示第四十二号）により「特定投資」からの投融資額を対象事業の総額の50%以下とすることが原則とされており、DBJには、リスクマネー供給における「呼び水効果」の発揮が期待されている。

- ・結果として、令和3年度までの累計で9,982億円の支援決定に対し、6.2兆円の呼び水効果を発揮しているところ。

2. リスク管理体制

- ・個別の投資案件毎の執行管理については、営業担当部署と審査部署を分離し、相互に牽制を働かせつつ、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性等を審査している。また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議し、適切な与信運営を行う管理体制を構築している。
- ・残高管理については、信用リスク・市場リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスクといった管理すべきリスクにつき、その管理部門を明確化し、リスク統括部を統括部門として、必要なリスク管理態勢を構築している。また、取締役会の定めた統合的なリスク管理に関する基本方針に基づき、各リスクについての重要事項の審議及び定期的なモニタリング等を行っている。

政府保証について

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

- ・「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月17日財政制度等審議会 財政投融资分科会）では、DBJは「政府保証債に係る4類型」のうち、類型ⅰ（民営化の方向性が示されている機関について市場からの資金調達を原則とする形態への円滑な移行を図るための措置としての政府保証債の発行）に該当。
- ・（財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方）記載の通り、株式会社日本政策投資銀行法第25条において政府保証債発行の措置が規定されており、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行に向けて、政府保証債を発行することができる。

(2) 政府保証外債

- ・上記(1)と同様。

(3) 政府保証外貨借入金

- ・該当なし。

2. 必要とする金額の考え方

- ・当行の適切なALMの実現を企図して発行する政府保証債については、過去の発行実績にも鑑み、全体で3,500億円とする。

(1) 政府保証国内債

- ・過去の発行実績および政府保証外債の要求規模（(2)参照）を勘案し、令和5年度の政府保証国内債の発行については、1,300億円の要求とする。
- ・なお、令和5年度においても、日銀のマイナス金利政策による超低金利状態の継続が予想され、本邦社債市場における必要額の調達に支障を来すという事態も想定されることから、機動的かつ柔軟な起債運営及び安定した資金調達を可能とすべく、既に認められている政府保証国内債枠の政府保証外債枠への振替を引き続き要望する。

(2) 政府保証外債

- ・本邦企業の海外子会社に対する資金繰り支援等に必要な外貨を調達するとともに、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行に向けて海外債券市場における認知度向上を図るべく、政府保証外債を今後も一定規模で継続的に発行することが必要である。

- ・令和5年度について、令和4年度同様に投資家への訴求力の高いベンチマークサイズ（10億米ドル）での二度の起債を想定し、2,200億円の要求とするものの、現時点において実際の為替レートが支出官レート（1米ドル108円）に比べ大幅に円安となっていることから、かかる状況が継続する場合に備え、既に認められている政府保証国内債枠の政府保証外債枠への振替を引き続き要望する。
- ・一方、外債市場の起債環境が激変した場合においても安定した資金調達が可能となるよう、既に認められている政府保証外債枠の政府保証国内債枠への振替も引き続き要望する。
- ・また、外貨建債の発行代わり金については、本邦企業の海外子会社に対する資金繰り支援等に充てるべく、当行の判断により本邦通貨に転換せず利用することが既に認められているが、斯かる運用を継続できるよう要望する。

（3）政府保証外貨借入金

- ・該当なし。

財投機関債について

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

1. 令和5年度における財投機関債の発行内容

- ・自力での安定した資金調達体制への円滑な移行に向けて財投機関債（社債）の発行規模を着実に拡大させてきた。
- ・但し、既に他の発行体（財投機関、事業会社等）と比較してもトップクラスの社債発行規模となっている上に、債券の発行環境は経済・金融情勢に左右されるため、従来同様投資家の動向を見極めながら、無理のない起債運営を行っていく必要がある。
- ・令和5年度については、今後の資金調達面において、財投機関債が引き続き重要な調達手段の一つとして位置付けられていることに鑑み、発行規模を6,400億円に拡大する予定としている。
- ・なお、海外投資家層の裾野の拡大に向けて、外債市場におけるサステナビリティボンドの発行を活用することとする。また、発行に際しては、市場環境のみならず、ALMの観点にも配慮する。

(参考) 令和4年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

- ・発行予定額：6,300億円
- ・発行形態（予定）：普通社債等

2. 要求の考え方

- ・上述のとおり、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行に向けて発行規模の漸増を図る。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

「経済財政運営と改革の基本方針2022」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」に盛り込まれた事項に関する要求内容

- ・ 「新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）において重点投資分野とされた「4本柱」を意識し、「人への投資」を促す取り組み（人的資本に関する非財務情報に着目した評価認証型融資（健康経営格付融資）等）や「スタートアップへの投資」（国内外のベンチャーキャピタルとの長期的視野をもった協業含む）等について注力していく。また、「GX及びDXへの投資」及び「科学技術・イノベーションへの投資」についても、「カーボンニュートラル2050」に向けたグリーン・トランジションに関する取り組みや、ポストコロナを見据えたイノベーションに関する取り組みへの支援を継続していく。
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、内外の環境変化に対応するための各種安全保障の強化に向けた取り組みについても注視していく。
- ・ 「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）の目指す「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を意識し、デジタル技術の活用や交通インフラの整備等による地方活性化についても、引き続き、きめ細かく対応していく。

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社日本政策投資銀行）

1. 政策的必要性

- ・株式会社日本政策投資銀行法第1条において、「完全民営化の実現」を目的とする株式会社とされているため、従来のような政策評価は行われないものの、「政策金融改革に係る制度設計」においてDBJの「イメージ」とされた「これまで政策金融機関として培ってきた中立性、信頼性、公平性等を活かし、事業活動や地域経済において高度化・多様化する金融サービスへのニーズに幅広く応えられる民間金融機関となる」ことを踏まえた業務運営を行う所存である。

2. 民業補完性

- ・平成27年5月の株式会社日本政策投資銀行法の改正を経て創設された「特定投資業務」の実施に当たっては、法律上で、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することが義務づけられており、適切な運用を行っているところ。また、「特定投資業務」の実施に当たって従うべき指針である特定投資指針の中で、特定の政策目的に合致する案件については、原則として、当該目的のために時限的に設置された官民ファンドの役割を優先することとされており、引き続き、他の官民ファンドとの事業の重複が原則回避されるよう運営しているところ。

3. 有効性

- ・平成27年5月の株式会社日本政策投資銀行法の改正を経て、完全民営化の方向性を維持しつつ、①「危機対応業務」の義務化、②「特定投資業務」の創設等の措置が講じられ、これらの措置を講ずる間、政府による株式保有義務が定められることとなった。
- ・今後は、引き続き信用力や企業価値を向上させるとともに、適切な業務運営を図ることが施策の達成となる。

4. その他

- ・令和3年度末時点における自己資本比率は16.97%（連結普通株式等Tier1比率）となっており、メガバンクとの対比においても財務の健全性は確保されていることに加え、これまで培われた審査・調査のノウハウを活用し、投融資対象プロジェクトの採算性や企業の償還能力等について全件厳正な審査を行っているため、投融資業務の原資として借り入れた財政投融資資金についての償還確実性については、特段問題ない。

3 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

1. 決算についての総合的な評価

- ・令和3年度は、投資損益の増加等に伴う資金利益増加等により、業務粗利は前期比141億円増の1,406億円となったが、与信関係費用の計上等により、当期純利益は前期比86億円増の568億円となった。
- ・総資産については、令和2年度に比して危機対応業務が落ち着きを見せたこと等から、前期末比2,371億円の増加に留まり（令和2年度は前期末比3兆5,320億円の増加）、21兆1,885億円となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産

- ・資産の部の合計は、21兆1,885億円と前期末比2,371億円の増加となった。このうち貸出金は14兆4,908億円と前期末比3,470億円の減少となった。

○負債

- ・負債の部の合計は、17兆4,296億円と前期末比1,193億円の増加となった。このうち債券及び社債は6兆3,872億円と前期末比1,689億円の増加、借入金は10兆3,700億円と前期末比1,099億円の減少となった。

○純資産

- ・純資産の部は、3兆7,589億円と前期末比1,178億円の増加となった。

(2) 費用・収益の状況

- ・業務粗利は、投資損益の増加等により、前期比141億円増の1,406億円となった。
- ・加えて、一般貸倒引当金繰入額が減少したことにより、臨時損益は前期比90億円減の△26億円となったものの、経常利益は前期比119億円増の822億円となった。
- ・この結果、当期純利益は前期比86億円増の568億円となった。